

第6回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 議事要旨

日時：令和5年12月27日（水）11：00～11：20

場所：官邸4階大会議室

出席者：岸田内閣総理大臣、林内閣官房長官、坂本農林水産大臣、伊藤環境大臣、石川デジタル副大臣兼内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、赤澤財務副大臣、宮崎厚生労働副大臣、神田内閣府大臣政務官、古賀内閣府大臣政務官、平沼内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官、中野法務大臣政務官、高村外務大臣政務官、安江文部科学大臣政務官、石井経済産業大臣政務官、石橋国土交通大臣政務官、小里内閣総理大臣補佐官、村井内閣官房副長官、森屋内閣官房副長官、藤井内閣官房副長官補、杉中農林水産省大臣官房総括審議官

○ 冒頭、林内閣官房長官から、議事について説明があった。坂本農林水産大臣から次のような説明があった。

- ・ 農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法は、制定から約四半世紀が経過した。
- ・ 食料や肥料等の生産資材の世界的な需給の変動、環境への意識の高まり、国内の人口減少など、食料・農業・農村をめぐる諸情勢が変化の中で、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の工程表」等を取りまとめたので、当本部での決定をお願いしたい。
- ・ はじめに、「新たな展開方向に基づく施策の全体像」について、資料1を御覧いただきたい。ここでは、「新たな展開方向」に基づく施策の工程表を策定することとし、岸田内閣で進める農林水産行政の4本柱に従って施策の整理を行った。
- ・ 工程表に基づく具体的な施策として、食料・農業・農村基本法改正案と関連の法案について来年の通常国会への提出を目指すこととするほか、令和7年には、改正された基本法に基づき新たな食料・農業・農村基本計画の策定を目指すことなどを記載している。以下、工程表に記載した主な措置について説明させていただく。
- ・ 資料2を御覧いただきたい。基本法の改正の方向性である。今般、基本法については、3つの観点から改正を目指す。
 - ① まず、「食料安全保障の抜本的な強化」として、食料安全保障を柱として位置付け、国内農業生産の増大を基本とする食料安定供給の基本的考え方は堅持した上で、輸出の促進、輸入の安定確保、適正な価格形成を促す視点などを位置付ける。
 - ② 次に、「環境と調和のとれた産業への転換」として、環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付ける。
 - ③ 最後に、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」として、農業法人の経営基盤の強化や、将来の農業生産の

目指す方向性としてスマート農業の促進など、また、農村振興の政策の方向性として、農村関係人口の増加など地域社会の維持や、農泊など地域資源を活用した産業の振興などを位置付ける。

このような方向性の下、改正を行っていく。

- ・ 資料3を御覧いただきたい。「不測時の食料安全保障の強化のための新たな法的枠組みの創設」である。早期から政府一体となって食料供給確保の措置を実施できるよう、政府対策本部の設置を始め、国民生活・国民経済への影響の程度に応じ必要な措置を講ずることができる枠組みを構築する。
- ・ 資料4を御覧いただきたい。「農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し」である。農地の総量確保と適正利用のための措置を強化するとともに、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化措置として、農業者以外の出資割合を拡充するなどの措置を講じる。
- ・ 資料5を御覧いただきたい。「食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備」である。調達コストが上昇・高止まりする食品原材料の調達安定化の取組に対して、金融・税制上の支援措置を新たに整備する。
- ・ 資料6を御覧いただきたい。「スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設」である。スマート農業技術等の研究開発・実用化や、スマート農業技術の活用とこれに適合するための生産・流通・販売方式の見直しを税制・金融等で後押しする法制度を整備する。
- ・ 工程表に基づく具体的な施策として、次に、「食料安全保障強化政策大綱」の改訂を説明させていただく。資料7を御覧いただきたい。本政策大綱は、昨年12月、食料安全保障の強化に向けて構造転換を図るため、継続的に、特に緊急で実施する対策を位置付けるものとして策定した。
- ・ 本政策大綱に基づき、
 - ① 過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換のための施策を進めてきたところである。

「新たな展開方向」や、10月に決定した「食料安定供給・農林水産業基盤強化に向けた緊急対応パッケージ」を踏まえ、新たに、
 - ② 生産者の急減に備えた生産基盤への転換、
 - ③ 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムへの転換等に向けた施策を位置付けることとしている。
- ・ これらについて、当本部で了承いただければ、基本法の改正と合わせて、関連法案の来年の通常国会への提出に向けて万全の準備を進めるとともに、政策の着実な実行を図っていく。
- ・ また、資料8として、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の改訂版をお配りしている。

- ・ 私からの説明は以上である。農政の転換期に当たり、時代にふさわしい基本法の改正とそれを裏付ける関連法の整備ができるよう、しっかりと準備を進めていく。関係省庁とも連携して進める必要があるので、関係各位におかれては、引き続き御協力をお願いする。
- これを受けて、古賀内閣府大臣政務官から、次のような発言があった。
- ・ 消費者及び食品安全担当大臣の代理として一言申し上げる。
 - ・ 前回 10 月の本会議において、自見大臣から、食品ロスの削減を進めるための施策パッケージを年末までに策定したい旨の発言をしたところだが、先週 22 日の食品ロス削減推進会議において、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ公表したところ。
 - ・ この施策パッケージにおいては、フードバンク団体の体制強化を支援すること等を通じて食品寄附を促進することとしているが、これは今般の食料安全保障強化政策大綱案等に盛り込まれた「円滑な食品アクセスの確保」にも資する取組であることから、消費者庁としても関係省庁と連携して関連施策に取り組んでまいりたい。
- 高村外務大臣政務官から、次のような発言があった。
- ・ 外務省として、水産品を始めとする日本産食品の魅力と安全性を、諸外国に正しく発信する活動に積極的に取り組んでいる。
 - ・ 特に、中国の科学的根拠に基づかない日本産食品に対する輸入規制は誠に遺憾であり、容認できるものではない。11 月 16 日の日中首脳会談において、岸田総理から習近平国家主席に対して、即時撤廃を直接求めたほか、11 月 25 日に行われた日中外相会談でも上川大臣から王毅外相に対して即時撤廃を直接求めた。今後とも、二国間会談、事務当局の政府間会合、WTO 等の国際場裡を含む様々な機会を活用し、中国側に対して措置の撤廃を働きかけていく。
 - ・ また、輸入規制強化で影響を受けた日本産食品の代替販路拡大や、風評被害払拭にも積極的に取り組んでいる。例えば、今年 9 月、在米日本大使館主催で、連邦議会下院において日本産水産物の PR イベントを開催したほか、11 月にも在インド日本大使館にて日本産食品及び酒類普及イベントを開催しました。さらに、先週、上川大臣が福島県を訪問し、東電福島第一原発の視察、地元水産物の試食等を行ったところである。今後も、在外公館を活用しつつ取り組んでいく。
- 最後に、岸田内閣総理大臣から、次のような発言があった。
- ・ 本日、食料・農業・農村基本法及び関連する法的枠組みの方向性と関連施策

の工程表、そして「食料安全保障強化政策大綱」の改訂を決定し、新しい農政の展開の全体像を取りまとめた。

- ・ 現在、我が国の農林水産業が直面する、食料や肥料の世界的な需給変動、環境問題、国内の急激な人口減少と担い手不足といった、国内外の社会課題を正面から捉え、これらの克服を、地域の成長へとつなげていくべく、農政を抜本的に見直していく。
- ・ このため、農政の憲法と位置付けられる「食料・農業・農村基本法」について、制定から四半世紀を経て初の本格的な改正を行う。あわせて、これを実現していくため、不測時の食料安全保障の強化、農地の総量確保と適正・有効利用、食品原材料の調達安定化、スマート農業の振興に向けた法整備を行う。
- ・ 坂本農林水産大臣においては、基本法改正案及び関連法案の来年の通常国会への提出を目指し、作業を加速するとともに、関係大臣と協力して、工程表に基づく各般の施策を着実に進めるようお願いする。

以上

文責：内閣官房副長官補付